

# 令和6年度（2024年度）「阿蘇」世界文化遺産学術検討支援業務委託 企画コンペ実施要領

## 1 目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年（2009年）に設置した協議会）では、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指している。

今年度は、委託者である熊本県（以下「県」という。）文化企画・世界遺産推進課が、「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表追加記載に向けた業務に注力する体制を整えるにあたり、その支援として「3 業務内容」に示す業務を委託する。

## 2 委託業務の概要

### （1）業務の名称

令和6年度（2024年度）「阿蘇」世界文化遺産学術検討支援業務委託

### （2）業務の内容

別添「令和6年度（2024年度）『阿蘇』世界文化遺産学術検討支援業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

### （3）委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

## 3 企画提案内容

別添「基本仕様書」のとおり。

## 4 委託料

7,500,000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

## 5 企画コンペ参加資格

本企画コンペに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- （1）民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- （3）次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。
  - ③県から指名停止の処分を受けている者。

- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制化にないこと。

## 6 委託業者の決定方法

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、審査員による審査を行い、選考基準による評価が最も高かった者に決定する。

## 7 企画コンペの参加登録

企画コンペへの参加を希望する者は、令和6年（2024年）3月11日（月）正午までに企画コンペ説明会へ参加する旨を以下の代表メールに送信し、令和6年（2024年）3月18日（月）17時までに企画コンペ参加表明書（様式1）を提出することとする。（説明会への出席及び参加表明書の提出が無い者については、辞退したものとみなす。）いずれも、メール送信後、電話にて確認を行うこと。

（代表メール：bunkasekai@pref.kumamoto.lg.jp、電話番号：096-333-2153）

## 8 企画コンペ説明会

企画コンペへの参加を希望する者に対して、以下により説明会を開催する。

- (1) 日 時：令和6年（2024年）3月11日（月）15時15分から16時15分（予定）
- (2) 実施方法：オンライン
- (3) 説明内容：提案方法、企画提案書提出に関する留意事項等

## 9 質問と回答

- (1) 受付期間は、令和6年（2024年）3月18日（月）17時までとし、質問票（様式5）に記入の上、メールにより行う。送信後、電話にて確認を行うこと。
- (2) 質問のあった事項については、参加表明書を提出した事業者全員に対し、令和6年（2024年）3月19日（火）に回答する予定である。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- |   |    |                |
|---|----|----------------|
| ① 企画コンペ参加申込書（様式2）                                       | 1部 | } 正本1部<br>副本4部 |
| ② 企画提案説明書（様式3）  | 5部 |                |
| ③ 企画提案書（様式自由）   | 5部 |                |
| ④ 工程表（様式自由）   | 5部 |                |
| ⑤ 提案事業に係る参考見積書  | 5部 |                |
| ⑥ 誓約書（様式4）  | 1部 |                |
| ⑦ 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料                                   | 1部 |                |
| ⑧ 定款又は寄附行為（協議会等においては規約若しくはそれに類するもの）                     | 1部 |                |
| ⑨ 登記簿（法人格を有しない場合は、団体の目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類） | 1部 |                |
| ⑩ 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書<br>又はこれらに類する書類                 | 1部 |                |

※ ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、  
⑧～⑩までを省略することができる。

(2) 提出期限

令和6年(2024年)3月25日(月)17時必着

※持参又は郵送のこと。

(3) 提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課(行政棟本館6階)

(4) 注意事項

提出書類は、A4版とする。

## 1.1 プレゼンテーションの日程

令和6年(2024年)3月27日(水)14時～(予定)

熊本県防災センター308号室を予定(時間の詳細は別途連絡。)

## 1.2 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 本企画コンペに関する条件、指示事項に違反した場合

## 1.3 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

## 1.4 結果の通知

本企画コンペの結果は、採用、不採用にかかわらず、後日、書面で通知する。

## 1.5 日程

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) コンペ説明会参加連絡期限  | 令和6年(2024年)3月11日(月)正午                    |
| (2) コンペ説明会(オンライン) | 令和6年(2024年)3月11日(月)15時15分～               |
| (3) 質問票受付期限       | 令和6年(2024年)3月18日(月)17時                   |
| (4) 参加表明書受付期限     | 令和6年(2024年)3月18日(月)17時                   |
| (5) 質問票に対する回答     | 令和6年(2024年)3月19日(火)(予定)                  |
| (6) 企画提案書等提出期限    | 令和6年(2024年)3月25日(月)                      |
| (7) プレゼンテーション     | 令和6年(2024年)3月27日(水)14時～<br>※詳細については別途通知。 |
| (8) 企画提案事業者の決定    | 令和6年(2024年)3月29日(金)(予定)                  |
| (9) 本仕様書作成        | 令和6年(2024年)4月1日(月)(予定)                   |
| (10) 業務委託契約       | 令和6年(2024年)4月5日(金)(予定)                   |
| (11) 業務完了期限       | 令和7年(2025年)3月21日(金)                      |

## 1.6 その他

- (1) 提案された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (4) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。

- (5) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを実施する。
- (6) 契約の相手方が、必要な契約条件に合致しない場合、契約を行わないことがある。  
この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (7) 企画審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。